

議第28号

滋賀県部等設置条例の一部を改正する条例案

上記の議案を提出する。

平成28年 2月17日

滋賀県知事 三 日 月 大 造

滋賀県部等設置条例の一部を改正する条例

滋賀県部等設置条例（昭和30年滋賀県条例第30号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

滋賀県部制条例

第1条の見出しを「（部の設置）」に改め、同条中「知事直轄組織および」を削り、「総務部」を「総務部 県民生活部」に改める。

第2条を削る。

第3条第1号ウ中「消費生活その他県民生活の向上」を「広報」に改め、同号エ中「文化振興」を「防災」に改め、同号オおよびカを削り、同条中第7号を第8号とし、第3号から第6号までを1号ずつ繰り下げ、第2号の次に次の1号を加え、同条を第2条とする。

(3) 県民生活部

- ア 消費生活その他県民生活の向上に関する事項
- イ 文化振興に関する事項
- ウ 情報化に関する事項
- エ 統計に関する事項
- オ エネルギーに関する事項
- カ スポーツに関する事項

付 則

この条例は、平成28年4月1日から施行する。